

§ 6 特別募集 [インクルーシブ教育実践推進校特別募集] (二次募集を除く。)

I 志願資格

インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願者は、前記 § 1 の I の 1 に該当する者であって、かつ、次の (1) 及び (2) の要件を満たす知的障害のある者とする。

- | |
|---|
| (1) 神奈川県内の中学校等に在籍する者であって、かつ、別表に定めるインクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願に係る通学地域の要件を満たす者。ただし、通学地域について、教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、通学地域の要件を満たす者とみなす。 |
| (2) インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業※(学校説明・授業見学)などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者 |

※ 中高連携事業については、通学地域内のインクルーシブ教育実践推進校が実施するものに限る。

II 募集及び募集期間

1 募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を行う高等学校は、次のとおりとする。

| 高等学校名 | 課程・学科 |
|------------|------------|
| 県立城郷高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立霧が丘高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立上矢部高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立川崎北高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立橋本高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立上鶴間高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立津久井浜高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立湘南台高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立茅ヶ崎高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立厚木西高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立伊勢原高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立足柄高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立綾瀬高等学校 | 全日制の課程 普通科 |
| 県立二宮高等学校 | 全日制の課程 普通科 |

2 募集期間

募集期間及び入学願書(第2号様式の3)の受付時間は、次のとおりとする。

| 募集期間 | 受付時間 |
|---|---|
| 令和4年1月25日(火) から2月1日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。) ※ 令和4年1月25日(火)から1月27日(木)は郵送のみ受付。中学校等が一括して直接提出する場合も同様とする。 | 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで ただし、2月1日(火)は、午前9時から正午まで |

III 志願手続

1 志願の範囲

- (1) 志願は、一の高等学校に限る。
- (2) 他の都道府県の公立高等学校の全日制の課程に志願した者又は志願予定の者の志願は認めない。
- (3) インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した者は、それ以外の募集に同時に志願することは認めない。
- (4) 定通分割選抜及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集については、同時に志願することを認めない。

2 志願の手続

- (1) 志願者は、入学願書(第2号様式の3)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33

号様式)及び当該高等学校の校長が指定する用紙を志願先の高等学校の校長に提出する。また、志願した選抜の募集期間中は、志願の取消しはできない。

(2) その他の手続については、前記 § 1 のⅢの 2 の(2)、(3)、(5)及び(6)の規定を準用する。

3 中学校の校長が行う手続

中学校の校長が行う手続は、前記 § 1 のⅢの 4 の規定を準用する。

4 高等学校の校長が行う措置

高等学校の校長が行う措置は、前記 § 1 のⅢの 5 の(1)及び(4)の規定を準用する。

IV 志願変更

1 志願変更の範囲

前記Ⅲの 2 による志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中 1 回に限り、志願した高等学校にかかわらず、募集期間を同じくする一般募集及び特別募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

| 志 願 変 更 期 間 | 受 付 時 間 |
|--|---|
| 令和 4 年 2 月 4 日(金)から 2 月 8 日(火)まで (土曜日及び日曜日を除く。) | 2 月 4 日(金)及び 7 日(月)は、午前 9 時から正午まで 及び午後 1 時から午後 4 時まで 2 月 8 日(火)は、午前 9 時から正午まで |

3 志願変更の手続

志願変更の手続については、前記 § 1 のⅣの 3 の規定を準用する。

V 選抜の方法

1 検査の内容

面接とする。

2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

| 検 査 の 期 日 |
|--|
| 令和 4 年 2 月 16 日(水)及び 2 月 17 日(木)のうち、当該高等学校の校長が指定する期日 |

3 検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)とする。

4 検査の時間

検査の時間は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

5 検査を受検しなかった者の取扱い

(1) 追検査

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者のうち、インフルエンザの罹患等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった志願者の中で、追検査の受検を希望する者を対象として次により実施する。

ア 受検の手続

追検査の受検を希望する者の在籍中学校の校長は、必要事項を記入した追検査受検願(第 28 号様式)を、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長に提出する。

なお、提出期間及び受付時間は次のとおりとする。

| 提 出 期 間 | 受 付 時 間 |
|------------------------------------|---|
| 令和 4 年 2 月 16 日(水)から 2 月 18 日(金)まで | 2 月 16 日(水)は、午後 1 時から午後 4 時まで 2 月 17 日(木)は、午前 9 時から午後 4 時まで 2 月 18 日(金)は、午前 9 時から正午まで |

イ 追検査の内容

面接とする。

ウ 追検査の期日

追検査の期日は、次のとおりとする。

| 検 査 の 期 日 |
|--|
| 令和4年2月22日(火)及び2月24日(木)のうち、当該高等学校の校長が指定する期日 |

エ 追検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)とする。

オ 追検査の時間

検査の時間は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長が定め、追検査受検許可書により、追検査受検予定者に指示する。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る対応として実施する追加の検査

新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより、面接(追検査を含む。)を受検できなかった志願者の中で、追加の検査の受検を希望する者を対象として実施する。

ア 受検の手続

追加の検査の受検を希望する者の在籍中学校の校長は、必要事項を記入した追加の検査に係る申請書を、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長に提出する。

イ 追加の検査の内容

面接を実施する。

ウ 追加の検査の期日

追加の検査の期日は、次のとおりとする。

| 追加の検査の期日 |
|--------------|
| 令和4年3月10日(木) |

エ 追加の検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)とする。

(3) その他

前記(1)及び(2)以外の対応に係る取扱いについては、県教育委員会が別に定める。

6 選考の方法

(1) 選考にあたって当該高等学校の校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 の V の 7 及び 8 の規定を準用する。

7 合格者の発表

合格者の発表の日時・方法及び合格通知書の交付場所は、次のとおりとする。また、当該高等学校の校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

| 合格者の発表の日時・方法 | 合格通知書の交付場所 |
|---|---------------------------------|
| 令和4年3月1日(火)午前9時 検査当日に配付されたパスワードを使い、合格発表WEBサイト上で確認する。 | 志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先) |

VI 県教育長の志願の承認

インクルーシブ教育実践推進校特別募集における県教育長の志願の承認については、次のとおりとする。

1 前記 § 1 の VII の 1 の (1) の エ の 規定を準用する。

2 インクルーシブ教育実践推進校特別募集の通学地域に係る県教育長の志願の承認を必要とする者

(1) インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する者で、(別表)に定める当該高等学校の通学地域外から、通学地域に転居予定の者(保護者の転勤等に伴い、志願者及び保護者が令和4年4月1日までに志願先の高等学校の通学地域に居住する予定の者(一時的な通学地域内への転居を除く。))

(2) その他特別な事情がある者

3 手続

(1) 前記 2 の承認を受けようとする者は、インクルーシブ教育実践推進校特別募集の通学地域に係る入学志願資格承認申請書(第29号様式)に、在籍中学校の校長の副申を添え、県教育長に提出しなければ

ならない。また、申請内容に応じて、次に掲げる書類を提示又は提出する。

なお、郵送による書類の提出は認めない。

ア 前記 2 の (1) に該当する者

(ア) 転居予定先の住所を確認できる次の a から e までのいずれかの書類又はその写し [提示]

a 家屋の登記簿謄本又は登記事項証明書(いずれも発行後、6ヶ月以内のもの)

b 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか(転居先の建物が建築中の場合等)

c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書

d 家主との契約書(契約予定を含む。)

e その他、転居予定の事実を証明できるもの

(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の念書(第 30 号様式) [提出]

(ウ) 前記(ア)の書類における転居予定先となっている建物の所有者名義又は賃借人名義が志願者本人又はその保護者でない場合は、名義人による同居同意書(第 31 号様式) [提出]

イ 前記 2 の (2) に該当する者

その事実を証明できるもの [提示]

(2) 承認申請期間、受付時間及び提出先は、次のとおりとする。

| 承認申請期間 | 受付時間 | 提出先 |
|--|------------------------------|-----------------------------------|
| 令和3年12月6日(月)から令和4年1月17日(月)まで (土曜日、日曜日、休日及び令和3年12月29日(水)から 令和4年1月3日(月)までを除く。) | 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで | 県教育委員会 教育局 インクルーシブ教育 推進課 |

(3) 県教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、インクルーシブ教育実践推進校特別募集の通学地域に係る入学志願資格承認書(第 32 号様式)を交付する。

(4) 前記(3)による承認書の交付期間、受付時間及び交付場所は次のとおりとする。

| 交付期間 | 受付時間 | 交付場所 |
|-------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 令和4年1月21日(金)以降 (土曜日、日曜日及び休日を除く。) | 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで | 県教育委員会 教育局 インクルーシブ教育推進課 |

Ⅶ 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 のⅧの規定を準用する。

Ⅷ その他

前記 § 1 のⅨの規定を準用する。

(別表) インクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願に係る通学地域

| 高等学校(課程・学科) | 通学地域 |
|--|---|
| 川崎北高等学校(全日制の課程普通科) | 川崎市 |
| 城郷高等学校(全日制の課程普通科) 霧が丘高等学校(全日制の課程普通科) | 横浜市、川崎市 |
| 上矢部高等学校(全日制の課程普通科) | 横浜市 |
| 津久井浜高等学校(全日制の課程普通科) 湘南台高等学校(全日制の課程普通科) 茅ヶ崎高等学校(全日制の課程普通科) | 横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、 三浦市、葉山町、寒川町 |
| 伊勢原高等学校(全日制の課程普通科) 足柄高等学校(全日制の課程普通科) 二宮高等学校(全日制の課程普通科) | 平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、 大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、 開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 |
| 橋本高等学校(全日制の課程普通科) 上鶴間高等学校(全日制の課程普通科) 厚木西高等学校(全日制の課程普通科) 綾瀬高等学校(全日制の課程普通科) | 相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、 綾瀬市、愛川町、清川村 |